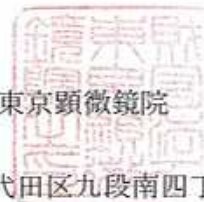


川越シティハイツ管理組合 様

登録番号 第80号
検査機関名 財団法人 東京顕微鏡院
代表者 山田 匡通
所在地 東京都千代田区九段南四丁目8番32号
電話番号 03(5210)6601 (代表)



簡易専用水道検査結果書

水道法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の結果は次の通りです。

検査日 平成24年7月12日

整理番号(第2072号 84A-3)

検査施設	名称	川越シティハイツ	
	所在地	川越市野田1297-1	電話 049-245-6443
設置者	名称	川越シティハイツ管理組合	
管理者	名称	日本ハウズイング株式会社 所沢支店	
	所在地		電話 04-2929-6390
検査確認者	竹内 義雄		

施設概要

種類	一般ビル	ビル管理技術者	資格番号
主用途	共同住宅		竣工年月 昭和58年2月
給水方式	高置水槽		
防錆剤使用	滅菌装置使用	利用者数	58世帯
		使用水量	

受水槽				高置水槽			
槽数	2槽	有効容量	42m ³	槽数	2槽		
タイプ	告示			容量	4.2m ³		
設置場所	屋外1F			設置場所	屋上		
材質	FRP			材質	FRP		

検査員氏名(山本 圭輔)

※本結果書に関するお問合せ先 042-525-3186 井上

1. 施設及びその管理の状態に関する検査 【判定: 適=○, 不適=×, 判定不能=ー, 該当なし=／】

検査事項	判定基準等	判定			
		受水槽	高置水槽		
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること	1	○	31	○
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと	2	○	32	○
	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと	3	○	33	○
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること	4	○	34	○
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと	5	○	35	○
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと	6	○	36	○
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること	7	○	37	○
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこり、その他衛生上有害なものが堆積していないこと	8	○	38	○
	水槽のふたの上には他の設備、機器等が置かれていないこと	9	○	39	○
	水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと	10	○	40	○
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと	11	○	41	○
	清掃が定期的に行われていることが明らかであること	12	○	42	○
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと	13	○	43	○
	当該設備以外の配管設備が設置されていないこと	14	○	44	○
	流入口と流出口が近接していないこと	15	○	45	○
5. マンホールの状態	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと	16	○	46	○
	ふたが防水密閉のものであって、ほこり、その他衛生上有害なものが入らないものであること	17	○	47	○
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること	18	○	48	○
	マンホール面は、槽上部から衛生上有効に立ち上がっていること	19	○	49	○
	管端部からほこり、その他衛生上有害なものが入らない状態にあること	20	○	50	○
6. オーバーフロー管の状態	管端部の防虫網が確認でき、正常であること	21	○	51	○
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること	22	○	52	○
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと	23	○	53	○
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること	24	○	54	○
7. 通気管の状態	管端部からほこり、その他衛生上有害なものが入らない状態にあること	25	○	55	○
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること	26	○	56	○
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること	27	○	57	○
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること	28	○	58	○
8. 水抜き管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと	29	○	59	○
	管端部と排水管の流入口等の間隔は逆流防止に十分な距離であること	30	○	60	○
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと			61	○
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと			62	○

2. 給水栓における水質の検査

【判定: 適=○, 不適=×, 判定不能=－, 該当なし=／】

検査事項	判定基準等	判定
10. 臭	気 異常な臭気が認められないこと	63 ○
11. 味	異常な味が認められないこと	64 ○
12. 色	異常な色が認められないこと	65 ○
13. 色	度 5度以下であること	66 ○
14. 濁	度 2度以下であること	67 ○
15. 残留塩素	検出されること (系統1:0.1mg/L)	68 ○

末端給水栓における遊離残留塩素が検出されない場合

高置水槽	受水槽	直結給水栓
------	-----	-------

3. 書類の整理等に関する検査

【判定: 適=○, 不適=×, 判定不能=－, 該当なし=／】

検査事項	判定基準等	判定						
書類の整理保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が適切に整理保存されていること	69 ○						
	受水槽周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が適切に整理保存されていること	70 ○						
	水槽の掃除の記録が適切に整理保存されていること	71 ○						
	その他の帳簿書類等が適切に整理保存されていること★	72 －						
記録の名称	記録保存	実施日	実施者(委託管理会社等)					
水槽の掃除	有	平成24年3月21日	日本ハウズイング(株)					
水質の検査	有	平成24年3月21日	(株)日本分析					
記録の名称	記録保存	実施頻度	記録の名称	記録保存	実施頻度	記録の名称	記録保存	実施頻度
給水設備点検	有	1回/1月	飲料水外観検査	有	5回/1週	残留塩素測定	有	1回/1週

★その他の帳簿書類とは、「給水施設の点検記録(毎月)」、「飲料水の外観検査記録(毎日)」、「残留塩素測定記録(毎週)」等の管理記録を示します。

4. その他の検査

【判定: 適=○, 不適=×, 判定不能=－, 該当なし=／】

検査事項	判定基準等	判定	
		受水槽	高置水槽
17. その他	逆流防止措置(吐水口空間等)が講じられていること	73	76
		74	77
		75	78

5. 総合判定

A: 良好です。

6. 助言・特記事項

今回の検査では、特に問題はありませんでした。
 今後も飲み水の安全確保のために、水道の衛生管理に努めてください。